平成２２年（フ）第８９号
長崎県島原市御手水町甲2271番地１、前住所長崎市上町３番18号
債務者　四谷　　大
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
長崎県雲仙市愛野町乙589番地
債務者　江尻　由紀
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
盛岡市青山２丁目10番２―101号
債務者　高田　百恵
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１３号
盛岡市北山２丁目27番48号　オークス北山102号
債務者　櫃割　裕伸
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０９号
愛知県豊明市阿野町大高道10番地１　野村ハイツ302号
債務者　嶋田さおり（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２号
島根県安来市黒井田町582番地３
債務者　門脇　　修
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
松江市春日町629番地　辰村ビル403号、前住所松江市南平台13番７―２号
債務者　𥫱合日出子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６７号
大阪府吹田市山手町４丁目３番11号
債務者　宮崎　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２７号
大阪市東住吉区南田辺５丁目23番３―103号
債務者　横畠美和子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７４号
大阪市福島区大開１丁目10番21号
債務者　真鍋こと　眞鍋　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８３号
大阪市住之江区御崎７丁目15番24―212号
債務者　得能　宏和
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２１号
大阪府東大阪市横小路町５丁目４番45号　山田マンション305号
債務者　中西　雅也（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４１号
大阪府寝屋川市中木田町28番６号
債務者　平嶋　正隆
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７１号
大阪市旭区森小路１丁目５番６―213号
債務者　橋口　詩織（旧姓安東）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０８号
大阪府枚方市南船橋２丁目１番11号
債務者　吉井　　猛
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７８号
大阪市東成区東中本３丁目21番１―207号
債務者　稲葉　英雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５１０号
大阪府枚方市走谷２丁目７番16号
債務者　曽和　治子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４５号
大阪市東成区大今里西１丁目６番40号
債務者　坂東美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部